

止水板等設置等工事補助金に関するQ&A

Q1 : 佐倉市内に所有する建物に止水板を設置する場合、佐倉市外に居住していても補助金の交付は受けられますか？

A1 : 佐倉市外に居住していても、補助対象区域内の建物に止水板等を設置する場合は補助金の交付対象となります。ただし、申請者の市税の滞納状況を確認することができないため、市税の滞納がないことの証明書を添付していただく必要があります。

Q2 : 建物のない駐車場を所有していますが対象となりますか？

A2 : 建物のない駐車場は対象外です。

Q3 : 居住（使用）していない建物でも対象となりますか？

A3 : 現に居住又は使用している建物が対象となります。ただし、新築工事に伴い止水板を設置する場合等、居住（使用）予定の建物は対象となります。

Q4 : 分譲マンションに止水板を設置したいのですが補助金の交付は受けられますか？

A4 : マンション管理組合理事長名で申請していただければ対象となります。その場合、管理組合総会等において止水板設置の同意が確認できる議事録等の資料が必要です。

A5 : 同じ敷地内に建物が2つありますが、それぞれ申請することは可能ですか？

A5 : 申請は1つの建物につき1回を限度としているため、それぞれの建物について申請していただくことができます。

Q6 : 止水板は既製品でないと補助対象となりませんか？

A6 : 既製品の止水板のみ補助対象としています。

Q7 : 補助制度が始まる以前に自費で止水板を設置しましたが、その費用は補助の対象になりますか？

A7 : 補助制度が始まる以前に設置した止水板等は補助対象となりません。

Q8 : 補助金の交付決定前に着工した場合、補助金の交付は受けられますか？

A8 : 補助金の交付を受ける場合、まずは交付申請をしてください。その後、書類の審査や市税の滞納状況等を確認のうえ、交付決定をいたします。交付決定前に着工した場合は補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

Q9 : 完了後の検査はどのようなことをするのですか？

A9 : 現地確認をさせていただき、申請内容と一致しているかを確認いたします。止水板等の性能については市では確認いたしませんので、施主と施工業者で確認をお願いします。

Q10 : 工事費用はどれくらいかかりますか？

A10 : 設置する場所や工事の内容によって工事費用は変動するため、施工業者に見積りを依頼してください。

Q11 : 設置工事の施工業者を紹介してもらえますか？

A11 : 市では施工業者の紹介は行っておりません。

Q12 : 補助を受けて設置した止水板が破損してしまったのですが、再度補助金の交付を受けることはできますか？

A12 : 修繕費用は補助の対象とはなりません。ただし、補助金の交付を受けた止水板等の設置から10年が経過し、その止水板等を処分のうえ新しく止水板等を設置する場合は補助の対象となります。